



▲9月9日㊥、熊谷知事と田中市長が被災状況を視察しました

### 台風13号

# 災害により被害を受けた皆さまへ

## 各税金等の減免についてのお知らせ

令和5年台風第13号の接近に伴う大雨により、浸水等の被害を受けた皆さま方には心からお見舞い申し上げます。また、災害発生時からご協力をいただいております自治会、消防団、警察、関係団体等の皆さまには深く感謝申し上げます。

現在、市では災害救助法の適用を受け、全力で復旧に努めておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

先日、今回氾濫した一宮川、豊田川、阿久川等の管理者である千葉県の熊谷知事が茂原市の被害状況を視察に訪れ、被災した住民から直接被害状況の説明を受け、「今まで以上に対策を進めていかなければならない」と述べました。さらに知事は、「予算も人員も投下し着実に毎年度出来ることから効果を発現させていく。茂原市や一宮川流域の方々に安心して生活し事業を営んでいただくため、我々としての役割をしっかりと果たしていきたい」とも述べました。

田中市長は、できるだけ災害に対する費用などを、国や県を挙げて間接的にも直接的にも支援いただけるよう要望しました。

### 床上浸水

## 減免を受けるためには

### 申請が必要です。

(減免申請書には「罹災・被災証明書」の添付は必要ありません。)

#### 減免対象市税等の対象年度・納期

市・県民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、いずれも、令和5年度分で令和5年9月8日以降到来する納期限日のもの(普通徴収・特別徴収とも)。なお納税方法により、一度納付していただいた後でお返しする場合があります。

#### 市・県民税、国民健康保険税の減免

◆**対象者** 水害等により、所有する住宅または家財の損害程度が10分の3以上(床上50cm以上の浸水)で合計所得金額が1,000万円以下の方は、別表の割合で減免します。

#### 固定資産税・都市計画税の減免

◆**土地** がけ崩れ、地滑り、土砂岩石の流入等により、土地面積の10分の2以上が損害を受けた場合に対象となります。

◆**家屋** 家屋の価値の10分の2以上の損害を受けた場合に次の割合で減免します。

家屋の浸水が床上から

○1m未満 ↓ 10分の4

○1m以上1m80cm未満 ↓ 10分の6

○1m80cm以上 ↓ 全部

◆**償却資産** 資産価格の総額に対し、10分の2以上の損害を受けた場合に対象となります。

#### 減免の申請について

◆**受付** 令和5年11月30日㊤まで

8時30分～17時15分(土日・休日を除く)

※10月および11月の日曜開庁日は受付できません。

◆**申請方法** 減免申請用紙に記入の上、市民税課、国保年金課、資産税課いずれかの窓口へ提出または郵送

※申請用紙は各申請窓口で入手または市公式ウェブサイトから入手

#### ◆その他

災害による税の減免対象とならない方でも、納期限までに納付できない事情のある方は、収税課までご相談ください。

#### 後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料の減免等について

詳しくは、担当課までお問い合わせください。

**水道料金・下水道使用料・農業集落排水使用料の減免について**

料金・使用料の減免には申請が必要です。

◆**添付書類** 市の発行する罹災証明書または被災証明書の写し

#### 「罹災証明書」「被災証明書」を発行します

「罹災証明書」「被災証明書」を申請された方には、被害調査の結果に基づき証明書を郵送しています。調査から発送まで、概ね2週間程度の期間をいただいておりますので、お手元に届くまでしばらくお待ちください。

- 罹災証明書** 被害を受けた住家が対象です。
- 被災証明書** 被害を受けた住家以外の建物、車などが対象です。

※床上浸水の被害を受け、市が被害調査に伺っていない方はご連絡ください。  
※床上浸水の場合、現地調査に代えて被害状況(浸水箇所・浸水の高さ等)が分かる写真を提出し、被害判定することができます。  
※建物の中の損害程度も調査しますので、あらかじめご了承ください。

床下浸水の被害を受け、「罹災証明書」「被災証明書」が必要な方は、市民税課に申請書を提出してください。

- ◆**持参するもの** 本人確認書類(運転免許証等)、現像または印刷した写真(お持ちの場合)
- ◆**受付時間** 8時30分～17時15分(土日・休日を除く)  
※10月22日㊤の日曜開庁日は受付できません。

問合せ 市民税課(2階)  
☎(20)1577 ㊤(20)1609

#### 別表 市・県民税、国民健康保険税の減免割合

| 合計所得金額                 | 軽減または免除の割合                 |         |
|------------------------|----------------------------|---------|
|                        | 損害程度<br>10分の3以上<br>10分の5未満 | 10分の5以上 |
| 500万円以下                | 2分の1                       | 全部      |
| 500万円を超えて<br>750万円以下   | 4分の1                       | 2分の1    |
| 750万円を超えて<br>1,000万円以下 | 8分の1                       | 4分の1    |

損害程度：家屋への浸水が床上50cm以上の場合は10分の3以上10分の5未満、1m80cm以上の場合は10分の5以上

#### ◆申請・問合せ◆

- 市県民税** 市民税課(2階)  
☎(20)1577 ㊤(20)1609
- 固定資産税・都市計画税** 資産税課(2階)  
☎(20)1579 ㊤(20)1609
- 介護保険料** 高齢者支援課(2階)  
☎(20)1572 ㊤(20)1610
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料** 国保年金課(2階)  
☎(20)1503 ㊤(20)1600
- 市税の納付相談** 収税課(2階)  
☎(20)1578 ㊤(20)1609
- 上水道** 長生郡市広域市町村圏組合 水道部 業務課  
☎(23)9482 ㊤(23)9440
- 下水道** 下水道課(川中島下水処理場内)  
☎(23)3128 ㊤(23)3126
- 農業集落排水** 農政課(6階)  
☎(20)1526 ㊤(20)1604



# 市内9,247世帯に避難指示

茂原市に大きな被害を与えた9月8日の台風13号の大雨（観測史上最多の総雨量405ミリ アメダス茂原）により、市内を流れる一宮川、豊田川、阿久川などが氾濫し、1,875件（9月19日17時現在）が床上・床下浸水したほか、道路冠水・がけ崩れの発生による通行止めや、中央公民館や中の島小学校などの公共施設にも大きな被害をもたらしました。



▲市役所脇、豊田川氾濫後の周辺の状況

## 令和5年台風第13号の接近に伴う大雨の被害状況

※1 調査時点 9月19日⑩17時現在  
 ※2 調査時点 9月18日⑨17時現在

| 被害名        | 件数      | 被害地域など   |
|------------|---------|--|
| 床上浸水       | 944件 ※1 | 茂原、高師、上林、鷲巣、上茂原、長谷、内長谷、墨田、早野新田、東茂原、大芝、千代田町、八千代、東部台、中部、茂原西、高師台、六ツ野、木崎、本小轡、新小轡、東郷、町保、長尾、小林、腰当、北塚、ゆたか、国府関、真名、早野、綱島、八幡原、緑町、長清水、上永吉、下永吉、三ヶ谷、台田、立木、中の島町、本納、高田、法目、下太田など |
| 床下浸水       | 931件 ※1 | ※住家・非住家を含む   |
| その他（土砂流入等） | 93件 ※2  | 下永吉、高師、黒戸、早野、谷本、東郷、八千代、本納、六ツ野など  |
| 道路損壊       | 91カ所 ※2 | 立木、上永吉、黒戸、高師、台田、本納、綱島、下永吉、国府関、芦網、真名、下太田、柴名、大沢、小林、大芝など  |
| がけ崩れ       | 57カ所 ※2 | 上永吉、立木、三ヶ谷、本納、国府関、真名、上太田、大沢、長谷、高師（茂原公園）、綱島、野牛など  |
| 堤防越流       |         | 八千代2丁目から3丁目、早野、茂原、東郷、木崎、町保、大芝、小林、長谷、山崎、国府関、押日、本納、法目など  |
| 道路冠水       |         | 八千代1丁目、早野、茂原、下永吉、本納、長尾、高師、新小轡、木崎、東茂原、東部台2丁目、小林、大芝、粟生野、御蔵芝など  |
| 農林業        |         | ため池、水路、農道、林道、農業集落排水、野菜、花卉類等  |
| 商工業        |         | 建物、設備機器、備品、車両等   |
| 観光業        |         | 観光施設、宿泊施設等   |
| その他        |         | 交通機関：JR外房線上下線一部運休、市民バス一部運休   |
|            |         | 停電：最大約1,100軒   |
|            |         | 公共施設：八丁寺住宅、新町保住宅＝床上浸水  |
|            |         | 文教施設：学校給食センター＝ボイラー室及び地下ピット浸水<br>中央公民館、中の島小学校＝床上浸水<br>東中学校＝落雷による停電の影響で電話機が全て故障  |
|            |         | 避難の状況：最大時14カ所 238世帯 387人   |

## 茂原市台風災害義援金を受付中

被災された方々への義援金を市役所2階会計課・生活課・市民課、本納支所、鶴枝公民館、東部台文化会館で受け付けています。受付時間などは各施設にお問い合わせください。

また、専用口座も開設しましたので、皆さまの温かいご支援・ご協力をお願いします。

### ●義援金口座

- ①ゆうちょ銀行・郵便局 00100-1-266573  
令和5年9月茂原市台風災害義援金  
(ゆうちょ銀行または郵便局の窓口での払込手数料が無料になります。)
  - ②千葉銀行茂原支店 普通預金 4204742  
令和5年9月茂原市台風災害義援金  
(千葉銀行本支店ならびに地方銀行協会加盟行本支店の窓口からの振込手数料が無料になります。)
- ※①②いずれもATMでの手数料は有料となります。

●義援金受付期間 令和5年12月28日⑩まで

問合せ 会計課（2階） ☎(20)1576 FAX(20)1609

## 各種証明書等の無料交付について

罹災・被災者を対象とした金融機関の緊急融資や損害保険の申請等で必要とする場合、次の証明書等を無料交付します。手続き方法は、従来と変更ありません。

※コンビニ交付のご利用は、手数料が免除できません。

### ●評価額・資産・所得課税・納税の各種証明書

持参するもの＝本人確認書類（運転免許証等）、印鑑（法人の場合）、委任状（代理人が申請する場合）

問合せ 市民税課（2階） ☎(20)1577 FAX(20)1609

### ●住民票・記載事項証明書

持参するもの＝本人確認書類（運転免許証等）、委任状（代理人が申請する場合）

### ●印鑑登録証明書 持参するもの＝印鑑登録証

### ●印鑑登録

持参するもの＝登録する印鑑、本人確認書類（運転免許証等）

登録を希望する本人が来庁できない場合は、お問い合わせください。

※罹災・被災証明書の交付を受けている場合は、併せてお持ちください。

問合せ 市民課（2階） ☎(20)1502 FAX(20)1600  
 本納支所 ☎(34)2111 FAX(34)4113

## 災害援護資金の貸付制度

|                              |                                 |                 |
|------------------------------|---------------------------------|-----------------|
| 対象                           | 住家の全壊、半壊または家財の3分の1以上の被害があった方    |                 |
| 実施主体                         | 千葉県市町村総合事務組合                    |                 |
| 貸付限度額                        | 350万円（被害の種類、程度により限度額が異なります）     |                 |
| 貸付条件                         | 所得制限                            | 世帯人員 令和4年分の総所得額 |
|                              |                                 | 1人 220万円        |
|                              |                                 | 2人 430万円        |
|                              |                                 | 3人 620万円        |
|                              |                                 | 4人 730万円        |
| 5人以上 1人増すごとに730万円に30万円を加算した額 |                                 |                 |
| 利率                           | 保証人がいる場合                        | 無利子             |
|                              | 保証人がいない場合                       | 年1.5%（据置期間は無利子） |
| 据置期間                         | 3年                              |                 |
| 償還期間                         | 10年（据置期間を含む）                    |                 |
| 償還方法                         | 年賦、半年賦または月賦 元利均等償還（繰上償還可）       |                 |
| 申込期限                         | 令和5年12月28日⑩                     |                 |
| 問合せ                          | 社会福祉課（7階） ☎(20)1571 FAX(20)1605 |                 |

## 被災中小企業に対する信用保証料を全額助成（詳細は要問合せ）

|       |  |
|-------|--|
| 対象    | 千葉県信用保証協会の信用保証対象となる業種で、市内で1年以上同一事業を営み、市税等の未納のない方           |
| 対象制度  | 茂原市中小企業融資制度（災害の復旧に要する融資のみ）                                 |
| 融資限度額 | 運転資金2,000万円、設備資金3,500万円、小口零細企業事業資金1,250万円 ※設備資金は所要資金の80%以内 |
| 融資期間  | 運転資金5年以内、設備資金10年以内   |
| 問合せ   | 商工観光課（6階） ☎(20)1528 FAX(20)1604                            |

◆災害に関する特別相談窓口 茂原商工会議所 ☎(22)3361

◆中小企業を対象とした経営・金融相談

経営相談：千葉県産業振興センター「チャレンジ企業支援センター」

☎043(299)2907

金融相談：千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室 ☎043(223)2707

◆千葉県制度融資セーフティネット資金（一般枠・市町村認定枠）による金融支援  
 取扱金融機関にご相談ください。

◆災害復旧貸付 日本政策金融公庫千葉支店 ☎043(243)7121

商工組合中央金庫千葉支店 ☎043(248)2345

◆小規模企業共済災害時貸付 中小企業基盤整備機構 共催事業グループ

小規模共済融資課 ☎03(3433)8811（代表）

## 金融上の措置について

財務省関東財務局から預貯金取扱金融機関等へ、預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること等の要請がなされています。

詳しくは、下記の関東財務局のウェブサイトをご覧ください。

●令和5年台風第13号に伴う災害等に対する金融上の措置について

<https://lfb.mof.go.jp/kantou/kinyuu/pagekthp031000348.html>

問合せ 財務省関東財務局千葉財務事務所理財課 ☎043(251)7214

## 住宅に被害を受けた方へ

住宅の修理や、一時避難のための支援制度を実施しています。支援は、罹災証明書の被害の程度に基づき行います。

●受付時間 8時30分～17時15分（土日・休日を除く）

●受付場所 市役所8階 住宅の応急修理特設会場

問合せ 建築課（8階） ☎(47)2286 FAX(20)1606

## 生活課に災害市民相談窓口を開設（土日・休日を除く）

問合せ 生活課（2階） ☎(20)1505 FAX(20)1600